

## 木材合法性確認 DD（デューデリジェンス）審査認証事業

木材を取り扱う事業者が、木材、木材製品等の合法性を確認するために行う、トレーサビリティの確認などの DD（デューデリジェンス）の適合性を審査し、公益社団法人が第三者として認証する事業である。

**認証主体：** 公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター（JAFEE）

**判定委員会：** 有識者で構成される判定委員会を設けて審査の判定を行う。

委員 藤原敬 （一財）林業経済研究所フェロー研究員  
委員 今野知樹 （株）森里川海生業研究所研究員  
委員 田中万里子 元東京経済大学講師、元東京農業大学講師

**申請者：** 木材を取り扱う事業者

**審査認証対象：** 木材を取り扱う事業者が実施した DD

**審査：** JAFEE が指定した審査機関

### 適合性審査認証の種類

- (1) 個別審査認証 トレーサビリティ確認報告書を認証
- (2) システム審査認証 DD システム適合性確認報告書を認証  
有効期間 5 年間 （期間中は定期審査）

### 認証費用：

- (1) 個別審査認証 10 万円
- (2) システム審査認証 30 万円 （更新 20 万円）
- (3) システム審査認証の定期審査判定 10 万円

### 適合性審査認証書：

- (1) 個別認証 木材合法性確認 DD 審査認証書（個別審査）
- (2) システム認証 木材合法性確認 DD 審査認証書（システム審査）

## 木材合法性確認 DD（デューデリジェンス）審査認証事業における手続き

- (1) 個別審査認証又はシステム審査認証を JAFEE に申請しようとする木材を取り扱う事業者は、JAFEE が指定する審査機関に審査を依頼し、審査報告書（トレーサビリティ確認報告書又は DD システム適合性確認報告書）を作成してもらう。
- (2) 審査機関から報告書を入手した木材を取り扱う事業者は、その報告書を添えて認証申請書を JAFEE に提出する。
- (3) JAFEE は、報告書を精査した後に、その適合性について判定委員会に諮る。
- (4) 判定委員会は、報告書の適合性について審議し、適正であれば、その旨を JAFEE に伝達する。
- (5) 判定委員会の審議の結果を受けた JAFEE は、木材合法性確認審査認証書（個別審査又はシステム審査）を認証申請した木材を取り扱う事業者に発行する。
- (6) 審査認証書を受理した木材を取り扱う事業者は、JAFEE に対して審査費用を支払う。
- (7) システム認証の場合は、審査認証書の発行時に決められた定期審査を審査機関に依頼する。
- (8) 審査機関は、定期審査結果を JAFEE に提出する。
- (9) JAFEE は、定期審査結果を判定会議に諮り、その結果を木材を取り扱う事業者に報告する。
- (10) 報告を受けた木材を取り扱う事業者は、JAFEE に判定費用を支払う。

なお、本事業は、木材を取り扱う事業者が、自らの環境に関する企業価値を高めるために行う木材の合法性を確認する DD（デューデリジェンス）の適合性を、第三者の立場から審査認証することによって、外部に対する透明性、客観性を確保しようとする民間の自主的な取り組みであり、そのことによって、必ずしも、クリーンウッド法を遵守していることを公式に保証するものではなく、クリーンウッド法に基づく立ち入り検査や指導等の可能性を排除するものではない。